

姫城中学校 保護者 様

都城市立姫城中学校
校長 永山 博一

「臨時休業期間中に児童生徒が外出して運動を行うことやそれに伴う運動場開放について」

保護者のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、多大なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、下記のような考えに基づき、運動場を開放することとします。

つきましては、留意事項等を守り利用するように、ご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間中に児童生徒が外出して運動を行うことについて

- 児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することは大切です。

したがって、安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことは一律に否定しません。

ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要です。

2 臨時休業期間中に学校の運動場を開放して、児童生徒の運動する機会を提供することについて

- 児童生徒の健康保持や運動する機会を確保する観点から、学校の校庭の開放を求められた場合に施設を開放することは一律に否定しません。

ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要です。

3 学校の運動場を開放するにあたっての留意事項

- 運動場の開放期間・開放時間

4月23日（木）・24日（金） 14:00～16:00

4月27日（月）10:00～12:00 14:00～16:00

4月28日（火） 14:00～16:00

4月30日（木）10:00～12:00 14:00～16:00

5月 1日（金）10:00～12:00 14:00～16:00

・ 正午から午後1時までには昼食時間です。昼食は自宅で食べてください。

- 利用申請

・ 利用する前、職員室へ行き、教頭または他の職員に許可を得てください。

・ 「休業中貸出表」に必要事項を記入してください。

- 連絡事項

・ 全校生徒（1年・2年・3年）を対象とします。

・ 体育着・スクールジャージで登校し活動してください。

・ 開放場所は、運動場のみとします。（テニスコートは使用禁止です。）

・ 登下校は通常の通学路を徒歩で通学してください。（自転車は使用不可です。）

（通常の通学路を通常の通学手段で登下校しないと、事故等にあった時、日本スポーツ振興センターからの災害共済の給付が受けられません。）

・ 登下校時はマスクを着用してください。（運動場で活動するときのマスク着用は、個人の判断とします。）

・ 飲食物の持ち込みは禁止です。ただし、水筒は許可します。

・ 昼食は自宅で食べてください。

・ 通常の昼休みに行ってのように、ボールを貸出します。

・ 各家庭からの道具類（ボール等）の持ち込みは許可します。

・ 部活動は禁止です。

・ 登校前に検温を必ず行い、発熱等、体調不良時は登校しないでください。

・ 帰宅後は手洗い・うがいをしっかりとってください。

4 学校施設解放時の日本スポーツ振興センター災害共済給付について

上記の臨時休業期間中の施設解放時に学校施設において、児童生徒のケガ等が発生した場合につきましても、通常どおり災害共済給付の対象となります。（ただし、通常どおり対象となる負傷や疾病等には条件があります。）

5 運動場開放以外の連絡事項（過ごし方について：再確認）

- 不特定多数との接触を避け、不要不急の外出はしないでください。

- 学習に関しては自宅学習を基本とし、図書館等での勉強はできません。

- 塾等の習い事へ行く時は、保護者送迎を推奨します。

- 学校のルールに準じた過ごし方をしてください。